認定特定非営利活動法人の寄付金控除に関するご案内

令和2年4月3日

特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

平素より、TABLE FOR TWO International の活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 当法人は、認定特定非営利活動法人として、平成22年1月16日付にて国税庁より、その後法改正による新たな制度の開始を受け、平成27年1月14日付にて東京都より認定を受けました。

当法人へ頂戴したご寄付に関しては、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人等に対する寄附金の額と合わせて、下記の限度額の範囲内で損金の額に算入されます。以下に、認定特定非営利活動法人としての情報と、損金算入に関するご説明を記載致しますので、ご一読頂けますと幸いです。

認定特定非営利活動法人としての詳細

2 生都管第74号(2020年4月3日東京都による認定更新)

法人税における認定NPO法人への寄附金の損金算入に関するご説明

(以下は、平成26年4月1日現在施行されている法律に基づいております。)

一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、一定の限度額の範囲内で損金算入ができます。 但し、寄付金を仮受金として預かり処理をされている場合は、損金算入限度額計算の対象となりません。損金処理の場合でも、以下の計算式によって算入限度額が異なります。詳しくは貴社税務ご担当者にご相談下さい。

認定NPO法人への寄付金損金算入限度額(イ.ロのいずれか少ない金額)

- イ. 認定NPO法人に対する寄附金の合計額(特定公益増進法人に対する寄付を含む)
- ロ. (資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2 ※平成24年3月31日以前に開始する事業年度の場合、ロの金額は以下になります。 (資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×5/100)×1/2

控除を受けるためには確定申告書に「寄付金の損金算入に関する明細書(別表十四(二)」を添付するとと もに、領収書を保存しておく必要があります。

以上